

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和6年9月19日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時41分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地 岡田 実 西尾 彰仁 伊藤 幾子 平野真理子 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主事	小林 舞実
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 竹間 恭子 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 蔵増 彩 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 田中 隆志</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 田川 新一 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 城市 索 次長兼デジタル戦略課長 山根 寿彦 デジタル戦略課参事 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎</p>		

	<p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 河口 正博 地域振興課長 山名 常裕 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 田中 直美</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右</p> <p>【総合支所】</p> <p>福部町総合支所長 米澤 裕治 福部町総合支所副支所長 福山あゆみ</p> <p>【都市整備部】</p> <p>まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔</p> <p>【出納室】</p> <p>会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いですが、皆様おそろいですから、ただいまから総務企画委員会を開会します。

本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案審査、報告を行い、その後、企画推進部の議案審査、報告、請願審査、続いて、市民生活部の議案審査、最後に、出納室の議案審査の順に進めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長 総務部の竹間です。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○竹間恭子総務部長 本日の委員会では、前回、9月6日の委員会で説明させていただいた議案3件と、昨日、追加提案をさせていただきました、議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）の総務部の所管に属する部分について、これは、本日説明をさせていただき、

合わせて4件の議案について御審議いただきたいと思います。

そして、報告として、前回報告させていただきました公共施設包括管理委託事業について、本日追加で説明をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 おはようございます。私は、総合支所の整備事業費57万5,000円の4件、対象予定者4件で、4棟ということになっておりますが、具体的に、この積算根拠といえますか、揺れて、ひびが入ったのかどうか、よう分からんですけれども、そういう費用負担額を算出して説明を行った上で、損害補償金を支払っているということですが、この内訳について教えていただけないでしょうか。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。今回の工損の調査費っていいですか、費用の算出につきましては、令和5年度の工事着工前に、事前の関係する6件、24棟の事前調査を行った後、昨年度、債務負担を取らせていただいておりますが、3月から、その調査をしたところの事後の調査結果で、影響があるところがないかどうかの調査を実施いたしました。その結果に基づきまして、基本の調査で影響が出たところに基づきまして、言えば補償金の算出の、いわゆる基準というのが、国・県、持っておりますけれども、それに基づきまして、それに金額を算出した上で、それぞれの補償費というのを積算して、4件分の金額57万5,000円を出させていただきますところでございます。

これらにつきましては、これから予算が確定した後に、それぞれの対象の方に御説明をして、了解をいただいた上で、手続の上で支払いをさせていただくという流れになってまいりますので、内訳といたしましては、それぞれの建物の破損部分の亀裂であったりとか、ちょっと一件一件の細かいのはあれなんですけれども、そういったところを、事前と事後で影響が出てるところを拾いながら、それぞれの補修の金額を、基準に基づいて積算して、金額を出しているという状況でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 これから、しっかり前と後で工事のほう見て、それで積み上げてってということで、予想額を入れられることです。関連してですけれども、もう支所の耐震改修とか新設は、ずっと進んでおるわけですけれども、今、まだ耐震改修が残っているのが全体でどれくらいあるのでしょうか、8つの総合支所があるわけですけれども。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 耐震改修につきましては、今回、工損のを上げさせていただいており

ますけれども、今回の委員会でも御説明させていただきました青谷のほうは、今年度から来年度にかけて、工事のほうに入らせていただきます。あと、国府につきましては、設計が終わっておりますので、青谷の進捗を見ながら、次の工事に入る予定にしております。あと、鹿野がこれから協議中ですので、順次行っていくということで、残り3か所があるという状況です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません、事業別概要書の18ページの下段の、感震ブレーカー設置促進事業費なんですけれども、これは、県と市で2分の1ずつ補助ということで、電気工事が必要なものに対する補助ということなんですけれども、県のほうは、電気工事が無いものも補助対象にしてるんですけれども、今回、市のほうが、その電気工事を必要なものにだけ、こういう補助制度をつくられるっていう理由を、まずは聞かせてください。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。感震ブレーカーの設置促進事業費の、この補助の対象機器についてでございます。先ほど、委員のほうから御案内のありましたとおり、今回対象としておりますのが、電気工事が必要な分電盤タイプの感震ブレーカーというようにございまして、これを対象とした理由といたしましては、その安全性でありますとか、動作の確実性、そういったことは高いんですけども、この分電盤タイプは、その価格が高いということで、設置が進んでないというような状況がございましたので、今回補助対象としたところでございます。県のほうの対象としては、より安価な、簡易なものも対象としているということでございまして、おっしゃるとおり、この分電盤タイプのほかにも、様々な簡易型のものも販売はされてございまして、例えば、簡単なものは、ホームセンターで買える1,000円程度なものからございます。こういったものもございしますが、こういったことは、特にその補助ということがなくても、理解が進んでくれば、設置が進んでくだろうということで、普及促進のほうも力を入れていきながら、補助の対象としては、より高価なもので、あと、安価なものについては、意識を高めていただくことによって、普及を高めていくというようなことで、分けております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 より安全性があるものということで、それは分かりました。それで、普及を広めていくということなんですけれども、ぜひとも活用をね、どんどんしていただきたいんですけども、どういうふうに周知、広報していくのかっていうことと、あと、もう10年以上前かな、県のほうが、この感震ブレーカーについて、県内での設置率をね、50%目指すみたいなことを言っていたときがあったかと思うんですけども、今現在、何か設置に向けて、設置しているか、普及に向けての協議会みたいなものもあるみたいですけど、どれぐらいまで普及しようかっていう目標を持ってやっていくのかどうか、その点もお聞かせください。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。まず、普及の方策といたしましては、先ほど委員の方からもございましたが、7月に、県と県内市町村、また、消防、あるいは、電

気、建築、不動産、住宅メーカーなどと一緒に、鳥取県の感震ブレーカー普及協議会というものを設置しております。こういった関係のところは協力して、感震ブレーカーの有効性であるとか必要性、そういった周知・普及促進を、連携・協力して行うということで、県のほうも、チラシを作ったり、ホームページも作成したり、各団体のほうでも案内をしていったりということで、普及を進めていくこととしております。

現在の設置率につきましても、県のほうが、この補助制度を設けるに当たって取りましたアンケートでは、アンケートの対象は、県登録の防災士ということではあったんですけども、設置率は1割未満というような状況でございました。今のところ、どのくらいまでというような明確なところまでは、このたびは設定は、鳥取市としても、そこまでしておりませんが、この有効性をずっとお話をしていったって、より普及率が高まるようにということで進めていきたいと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 普及するように、それは、いろいろ働きかけはしていただきたいんですけど、今回、予算が40万ということで、それで、これは、県も補助するっていう分なんですけど、これ大体、もう予算いっぱい打ち切っちゃうっていう、そういう補助制度もあれば、必要があれば、増額補正して対応するものもあったりするんですけど、これの考え方はどうなんですか。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。今回、計上をさせていただいております予算は40万円ということで、必ずしも大きな額にはなっておりませんが、件数の考え方としましては、分電盤タイプの感震ブレーカーということで、実際、そのタイプが2通りありまして、分電盤そのものを取り替えるタイプ、感震ブレーカーを内蔵したタイプですけども、これが、機械が5万円～8万円で、工事費が2万円程度というようなもの、あと、既存のブレーカーに後づけで感震ブレーカーの機能がついたものをつけるというようなものにつきましては、これは、価格が2万円、工事費が1万円ということで、最も高価な内蔵型のものであれば、上限額4万円で、件数は10件というようなことになってしまいますが、恐らく、より普及が進むであろうという、後づけタイプのものですと、1件当たり2分の1だと、1万5,000円程度ということで、二十五、六件になるのかなというようなところで見込んでいるところでございますが、実際に県内の、これまで、実際に感震ブレーカーやっていた市町村もあるんですけども、そういったところの実績なども、そんなに多くなかったり、他県の状況も、それほど多くなかったりということで、今回は、あまり多くは組んではおりませんが、この普及が進んで、申込みも増えてくるということがあれば、また補正予算ということで、お願いをさせていただく場面も出てこようかと思えます。なるべく、希望の方には設置いただけるように、これが、今年度になるのか、来年度も引き続きになるのかというところはあるんですが、今回限りということではなくて、続けていきたいと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。7月に協議会も立ち上げられて、全県的にこう広めていこうっていうふうに、いろんなところが関わってやってるわけなので、従来制度があったとこ

ろが、なかなか活用がなかったちゅうのは、そらそうでしょう、そういうのもなかったから。だけど、これからは、そうやって普及していこうっていうふうに、向かっていってるわけなので、やっぱり本当に、この予算が上回るぐらい、どんどんつけていただく人たちを、増やしていただく努力はしていただきたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 歳入のほうですけれども、繰入金で、コロナ関連の基金の繰入れで、2,857万円の補正があるんですけれども、これ、説明があったかしらんだけども、いわゆるコロナ感染の緊急対策基金、これ今、残高が何ぼあるのかということと、それから、この基金を、結果として、ずっと持っていくっていうのは、もうみっともない話でね。ですから、これは、もうとにかく使い切るような形で、今年度ぐらいにしないと、2年も3年もたってから、またこういう基金が残ってること自体が、ちょっとこれはあまりいいことではないんで、その辺りの考え方を教えてやってください。

◆砂田典男委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎です。新型コロナウイルス感染症緊急対策基金についての御質問をいただきました。まず、この基金自体が、大きく2つ、2種類の用途がございます。まず1つ目が、令和2年度に基金条例を設置いたしました。その際は、議会でも御審議をいただきまして、たしか9月定例会だったと思いますけども、臨時交付金を活用しまして、利子補助の財源として、その当時、6億3,344万3,000円、これを2年度に積んでおります。こちらにつきましては、令和7年度まで、計画的に活用していくということで、今年度につきましても、当初予算で、利子補助の関係で、1億7,000万余、充当させていただいております。今年度末、臨時交付金で積んだ分の残高が、1億200万程度になると見込んでおりますけども、こちらにつきましては、7年度の利子補助の財源として、半分県費、半分この臨時交付金ということでやらせていただきたいと思いますと思っております。

御指摘いただきました、残ったらみっともないんじゃないかっていうのは、恐らく、4年度の剰余金の一部を活用して、2.7億円積んだ基金、原資のほうだとは思われますが、こちらにつきましては、5年度の事業に全額、予算上充当いたしましたけども、決算実績で幾らか残が見込まれました。その部分を活用しまして、今回、物価高騰対策に充当させていただきます。

残りにつきましては919万4,000円、追加補正でも、60万充当する予定でして、それも含めると919万4,000円、これが残る見込みでして、こちらにつきましては、今後、国の追加補正、経済対策も見込まれますし、今後の補正の中で活用を、今年度していきたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。ですから、いわゆる、利子補助に係るその基金については、令和7年度までということで、いずれにしても、将来的には、この条例廃止みたいな形にしていけないとですね、いつまでもこれ持ってる話にならんというふうに思っておりますので、このことだけ申し上げておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 事業別概要書の18ページ上段の防災情報統合DX化事業費について教えてください。事業内容で3点書かれていますが、ポータルサイトの整備には、ちょっと費用が高いかなと。どこにこの金額が、ポータルサイトだと桁が1桁多いかなというような感じなんですけど、内訳を教えてください。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。防災情報統合DX化事業の事業費の内訳ということでございます。まず、防災ポータルサイトの構築費としまして、1,050万ぐらい、あと、ここで、事業別概要で書いております関連の事業といたしまして、災害情報共有システム、これの構築費が340万、あと、その他サーバーでありますとか、ファイアウォール、オペレートシステム、試験調整もろもろ、これは、ポータルサイトと災害情報共有システム、両方に係ってくる部分がございますが、これらが1,500万ということで、合計2,890万円を計上させていただいております。

全体的な内訳としましては、ポータルサイトの構築が大体6割ぐらい、災害情報共有システム関連で4割ぐらいというようなことで見込んでおります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 2つ目の項目のシステム連携のところ、ちょっと具体的に、どのようなものが連携されるのか教えてください。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。まず、この災害情報共有システムなんですが、これは、どういったものかといいますと、災害時に、庁内で避難所の開設情報でありますとか、被害情報、対応状況、そういったものを入力して、共有をしていくようなシステムでございます。防災ポータルにつきましても、このシステムから、避難情報などを連携して、情報を持ってくるというような仕組みで、その連携を行っていくということ。また、この災害情報共有システムとはまた別で、今年度、国と県が整備を進めております総合防災情報システムというのがございまして、これと避難所情報、また被災状況、避難情報、また本部の設置情報、そういったものを連携するようなことを、今年度進めることとしておりまして、こういった連携機能の追加の整備を行うこととしております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 ポータルサイトの製作で1,050万って、結構な金額なんじゃないかなっていうふうに、僕は感じるんですけど、そこは、何者かこう、相みつ取ってというところなのか、市役所のほうから、この金額でっていうふうに投げてるのか、その金額の感覚を教えてください。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。市役所のほうで、必要経費を積み上げてというところで、現在整備が進めて、この連携の関係で、既存の業者との随意契約ということで予定しておりますが、そういったことで、競争っていうことではないのですが、必要経費を積み上げていって積算したものでございまして、経費が高額ではないかという点につきましては、例えば、県のほうのポータルサイトの構築費は6,000万っていうようなことでもござ

いましたり、また今回、昨年、防災アプリなどで、災害時につながりにくいというような状況もあってということで、より安定的に運用できるようにということ、サーバーを増強したりというようなことも、この事業の中で行うこととしておりまして、そういったものも含んでの金額となっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 つながりやすさのところ、ぜひ、お金をかけてでもしてもらいたんですけど、それを勘案すると、やっぱり今のアプリのUIですね、ユーザーインターフェースのところ、明らかに、ちょっと金額に見合っていないところを、僕感じるんで、この新しいサイトも、やっぱりこう、使う人が見やすい、これだけの金額をかけてるのであれば、そこはかなり市役所のほうから、厳しく見てもらいたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。平野委員。

◆平野真理子委員 19 ページ上段の消防ポンプ格納庫のことですけれども、県道が拡充するってことで、される工事ですけれども、この解体後は、どこにこの待機を、消防団の方たちはされるようになるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。今回解体いたします、この消防ポンプ格納庫でございますが、これは、昭和47年の建築でございます、実際、その待機場所とか、そういったものがないものになっております。本当に倉庫というようなことでしか使えないような状況で、現在の規格の消防車とかが、もう入らないような大きさのものになっておりまして、待機場所もないということで、平成25年に、布勢のほうに、新しい格納庫を設置済みでございます、そちらのほうを消防ポンプの格納庫、待機所も備えたものになっておりますが、それを使用している状況でございます、現在のこの解体する格納庫については、小型の可搬型のポンプ、あるいは、ふだん使わない物品等を入れております倉庫ということで使っているもので、これを建て替えるということは予定しておりません、現在の物品を、ほかのその布勢なりの倉庫のほうに移して、ここはもう解体してそのままというようになる、土地については、地元所有のものになっておりますが、それも返還するというような形でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 財産経営にちょっと聞いてみたいんですけどね、財産管理事務費、事業別概要の15ページの下段にも上がるとるんですけども、近年の自然災害の関係で、これは、豪雨時にその近隣の住宅に、水が敷地に流れるということですよ。鳥取市内に、財産経営所管のこういった水路っていうのは、全体で何か所あるんですか。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。今回整備しますのは、私ども財産経営課の所管している土地が元の水路の整備ですので、私どもが水路自体も所管しますが、ちょっと今、私どもが幾つ持ってるっていうのは、ぱっと数字が出てこないものでして、また確認

をしまして、御報告させていただくのもよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 把握されていない、把握されていないんですか。どうですか。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 はい。ちょっと今、手元に数字がないので、どういった数字が今自体あるかどうか、今把握してませんので、ちょっとその点も含めて確認をさせてください。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 やっぱり近年のね、多く、ゲリラ豪雨だとか、様々な災害が発生するわけですから、やはり財産経営課所管の水路が何か所あって、場合によれば、目視で見られたり、いろいろ調べられて、やっぱり、そういう水路については、計画的にでも年次計画を立てて、やっぱり改修すべきじゃないんですか。そこら辺の考え方はどうなんですか。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。私どものほうで持っている部分っていうのは、市全体でいくと、どの程度っていうのはあるんですけども、この機能の部分につきましては、また、その機能を管理する所管の部署が管理しているものもあります。ちょっと私どもで、確かに今、数字が答えられないのは申し訳ないんですけども、しっかりと管理をしていくということは大切なことだと思いますので、今後しっかり、そこは取り組むように考えていきたいと思います。

◆砂田典男委員長 いいですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっと関連で教えてください。水路なりでいえば、道路課であったり、あるいは下水もあるし、財産経営の所管の水路っていうのは、例えば青線とか、そういったもんだね、青線。ほかにはありますか。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 はい。そうですね。今の委員のほうから言っていたとおり、基本的には、いわゆる水路とか、そういったところになります。そっちを財産経営のほうで所管していても、機能の部分は、それぞれの所管する内水の関係であったりとか、道路の関係であったりで、管理をしていただいている部分がございますので、管理の部分まで、ちょっと私どもが全て管理できてるところではなくて、一緒にやっているとのが事実でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということは、その財産経営で、市内の青線っていうのは全部把握してますか。把握してないんだろうが。無理だな。

◆砂田典男委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 はい。青線ということになりますと、財産台帳にきちっと登録してあるものもあれば、法定外で受け取っているものがありまして、これについては、なかなかちょっと、全てということにはならないので、もし、そこまでのことになると、今すぐには報告し切れないというのが、現実でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（「いいです」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この時点で審査の終了した部署の方は、御退席ください。

議案第104号鳥取市税条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第104号鳥取市税条例の一部改正についての質疑を行います。本案について質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし、はい、いいです」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第104号鳥取市税条例の一部改正についての採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第120号工事請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第120号工事請負契約の締結についての質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第120号工事請負契約の締結についてを採用します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、審査の終了した部署は、ここで御退席ください。

議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。それでは、議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、資料3、A4横です。総務企画委員会説明資料（令和6年度9月追加補正）に沿って説明させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。まず、款繰入金、基金繰入金、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金、補正額が60万円でございます。こちらは、このたびの補正予算に提案しております物価高騰対策、和子牛の価格低迷の影響を受ける農家支援の財源として活用するものでございます。

続きまして、款繰越金、前年度繰越金、補正額が57万2,000円でございます。こちらは、このたびの補正の果樹カメムシ類緊急防除支援事業に必要となる一般財源でございます。

なお、先ほど説明が不足しておりましたが、上杉議員に御指摘いただきました、コロナの基金に関しましては、令和8年3月31日に限り、その効力を失うということで、条例提案をいたしておりますので、引き続き適正に運用してまいりたいと考えております。125号につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、本質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第125号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、報告のない部署は御退席ください。

公共施設包括管理委託事業公募型プロポーザルの審査概要について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。公共施設包括管理委託事業公募型プロポーザルの審査概要について、執行部、説明をお願いいたします。福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、御説明のほうは、資料4でさせていただきたいと思っております。まず、包括管理委託事業、事業者を選定するために、8月23日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションとヒアリングを行いました。その概要について御報告いたします。

まず、選定委員ですけれども、こちらは、各施設の業務仕様内容が、既に24業種143件の内容が、もうほぼ確定しておりますし、また、新たな提案に対しても、施設の状況を把握している本庁の行政職員で行ったほうが良いという判断で、内部だけの委員で開催をしたところでございます。

それでは、まず、2ページを御覧ください。まず、業務品質の確保についてでございます。本事業は、多くの事業者が関わりますので、業務の品質や効率性を維持・向上させるための具体策について提案を求めました。主なものといたしまして、現行の業務仕様、こちらを専門事業者の視点で総点検いたしまして、統一的な品質水準を向上させることなどの提案がございました。それらについての関連した質問でございます。

次に、巡回点検・修繕業務です。巡回点検の頻度や点検内容、修繕では、建物や設備に不具合が確認された際の、通常時・緊急時における対応手順などについて提案を求めたものでございます。巡回点検につきましては、6月～12月に予防巡回点検を1回行いまして、危険度・劣化度から、安全性の評価を行いまして、後の修繕計画へと反映してまいります。また、春・秋には、台風・豪雨等への対応のための巡回を行います。また、1時間程度で行える軽微な修繕の内製化、こちらですとか、夜間・休日の対応をコールセンターで受け付けるなどの提案を受けたところでございます。軽微で安価な修繕を内製化することによりまして、市内事業者は、手間の割に安価な修繕ですとか、応急処置に手を取られることがなくなります。それにより、本市として、他の多くの修繕業務を発注できるものと考えておるところでございます。

ちなみにですね、昨年、令和5年度包括管理、今回出そうとしている施設の修繕実数、小規模登録者への修繕が、全体で269件のうちの93件、大体35%が、今回包括で出そうとしている施設で、50万円未満の事業者が発注したところでございます。

次に、3ページを御覧ください。地域経済への貢献でございます。市内事業者の参加割合や技術力・ノウハウ、経営基盤の向上に資することができるのか、また、今後、地域経済の活性化に期待できるのか、これらについて提案を求めました。提案では、市内事業者の活用率を、現状維持を確実に達成することとし、協力体制を行使していくこととされています。また、具体的な例では、建物管理から得られた技術・ノウハウ、こちらを市内事業者と共有されることや、リスクアセスメント・労働安全衛生などの研修会を開催され、市内事業者が、成長スキル、成長するスキームを構築していくとされています。また既に、日本管財で、管理物件の再委託先として参画していただけるよう働きかけて、今の市内事業者の事業領域の拡大に寄与することも考えております。

また最後に、提案とございまして、施設管理システムを導入ということで、こちら、登録することにより、点検による劣化度や修繕の優先度、あるいは修繕データ、こちらを蓄積いたしまして、今後役に立るといった追加サービスなどの提案があったものでございます。説明に

については以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 まず、これ応募したのは1者だけだったんですね。ちょっと確認させてください。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。申込みは1者で、日本管財だけでございました。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、説明の中で、地域経済への貢献ということで、Q&Aがあったんだけど、これは、包括管理は5年ですか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。委託期間は5年でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、1年ごとの、要するに事業報告みたいな形のものが出てきますか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。状況と、業者選定につきましては、また市のほうの、うちのほうの許可も取るような形でさせていただきたいと思いますので、初年度につきましては、今の事業者に混乱が起きないようにスライドしていきまして、来年度以降は、入札なり、見積り合わせなりして、業者は、新たにまた決めていくような形になると思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 地域経済への貢献ということの中で、いわゆる地元事業者をどれぐらいな活用したとか、あるいは、地元の材料をどれぐらい使ったとか、割合であったり、数値であったり、そういったものが見えるような形でないと、結局、その地元の事業者に、どれだけ発注してるのか、その辺をしっかりと、私が言うのは、毎年、どれぐらいな予算の中で、地元どの程度のその発注率があって、もちろん地元でできないことも、できないものも、もちろんあるわけなんだけど、その辺りについては、しっかりと事業者っていいですか、日本管財のほうと話をして、ここの委員会でも、包括管理委託の場合には、地元業者を最優先で使ってくださいという話をしてるわけだし、業者も、そういうことで受ける話ですから、ただ、それは、やはり我々としては、数値として見ないと、やってますよという話にはならないと思いますので、そういったことについての配慮はお願いしたいというふうに思います。ですから、毎年、そういう報告書っていいですかね、そういったものが出せるのかどうなのか、そのことについてはどうなんでしょう。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 市内事業者の参画割合につきまして、また、この本委員会でも、状況については、またお示ししていきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 3ページの真ん中辺りですけど、地域経済への貢献ということで、説明会を開催して、市内事業者と協力体制構築とありまして、市内事業者は、希望すれば、協力業者として参画できると書いてありますけれども、この辺のPRといたしますか、参画したいけど、情報が分からなかったというようなことがないようにされるべきだと思いますが、この辺は、どのように考えておられるのかお聞きします。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。市内事業者への説明会については、今のところでは12月ぐらいに予定しておりまして、どういった形で周知していくのかについては、これから日本管財とも詰めていきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。小規模修繕の登録をしている事業者を使ったときに、使ったときについていうかな、毎年毎年、検査契約がね、各課がどれだけの工事発注したんかっていう金額を集計されてるんですけど、これ、包括管理委託になって、それ以降、その小規模修繕に登録されてる方に、修繕とかしてもらった場合にね、集計上は従来どおり、検査契約の集計に上がってくるのか、それとも別で、この包括管理で、こんだけしましたよになってくるのか、それはどうなりますか。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。集計の方法までは、まだ考えていませんけれども、いずれにしても、この件数、金額については、また公表させていただきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと、行政として、どれだけ地元でね、仕事を出すかっていう1つの目安が、小規模修繕登録の、そういう件数や金額だと思いますので、ちょっとまた、今後検討していただきたいんですけど、ちょっと、冒頭言われた選考委員についてなんですけど、全部市の職員で、本庁だけでやったほうがいいって判断って言われたんですけど、令和2年のときの包括外部監査のときに、プロポーザルでやる場合は、外部委員を入れたほうがええみたいな意見があって、それで、窓口業務のどこなんかは、外部委員を入れるようにしてみましたみたいな、よくその意見に対する対応方針っていうのが出されますけど、そんなふうにあってね、それで、そのときの対応方針に、絶対外部委員を入れるということではないんですけど、令和2年の包括監査でしたから、令和3年3月9日付で、総務部長より、全庁通知を行い、専門性等により、外部委員の選任について適切に判断していきますっていう、そういうふうに対応方針書かれてて、周知をされてるわけなんですけれども、冒頭説明がありましたけれども、もう一回、もう一回、この通知で言われていることもちゃんと踏まえた上で、どういうふうを考えて、判断をして、本庁だけの職員でやったのかっていうのを、もう一回説明してもらえますか。この通知っちゃうのうは、ちゃんと念頭にあったんですよ。それを確認したい。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。まず、選定委員会を開催す

るに当たりまして、外部有識者、こちらを入れるかどうかというのを考えさせていただきました。ただ、今回の包括管理委託を実施するに当たりまして、もう各施設の、発注する業務内容が決まっていることと、あと、新たな提案を受けるに対しても、施設の状況が分かってないと判断ができませんので、それぞれの施設所管課の課長さんですね、こういった方の委員でまとめたほうがスムーズに行くのではないかなってことで、内部の行政職員8名で審査したところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それでいくと、多分専門性のところで、そういうふう判断したっていうふうを受け取れるんですね。もう業務内容が決まってるしとか、施設の状況、分かっているのは、やっぱり市の職員だしっていう。その包括外部監査で指摘をされてるのは、専門性・公平性・透明性なんですよ。この公平性と透明性っていうのが、ちょっとどうなんかなと思ってね、やっぱりそれで、外部の人を入れたほうがええんじゃないかっていうような指摘というか、意見があったというふうに、私は理解をしてるんですけども、その辺り、合理的な説明ができれば、別に問題はないんですよ、別に、合理的な説明ができればね。だから、そのさっき言われた専門性と同じように、この透明性・公平性っていうところを、指摘がなければね、こういう意見がついていなければ、しかも、総務部長名で、そんな通知が出されていないんだったら、別にええんですけど、わざわざ出されてる後の話なので、この透明性と公平性っていうね、これをちょっと、どう合理的に説明するのかなと思ってなんですけどね。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。なかなか伊藤委員さん、難しい質問されますけど、今回、審査合格の基準ですけれども、まず満点で、160点で設定させていただきました。それで、審査基準で80点未満の場合は不合格と。普通だったら、ここで線切りするんですけども、今回につきましては、また80点未満つけたものが1人でもいれば失格ですよということで、結構ハードル厳しめにさせていただきましたので、多分問題ないのかなと個人的には思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと私、包括外部監査で、こういう意見が出てたからということで、聞かせてもらったんですけども、やっぱり役所ではない方が、こういうものを見たときに、どういふうに感じるのかっていうのが、その包括外部監査での、令和2年結果だったと思うので、何聞かれても、しっかりと説明できるようにしておくことが必要かなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで総務部・危機管理部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷企画推進部長。

○塩谷範夫企画推進部長 失礼いたします。企画推進部長の塩谷でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、議案審査ということで、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）につきまして、こちらにつきましては、先般9月6日の委員会で説明のほうをさせていただいておりますので、本日は審議のほうをよろしくお願いいたします。

また、報告事項としまして、自治体情報システム標準化の進捗状況と今後の進め方についてということで御報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当課より、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 それでは、議案の審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、旧本庁舎跡地活用事業費で、政策企画課さんの緑地広場等の愛称募集についてというところで、ちょっとお聞きさせていただきたいんですけども、広く募集したいということですけども、私が思うのに、幼稚園とか保育園の園児、保護者とかですね、市内の小・中・高、専門学校、大学等へ、そういうのを情報出してと思っとなんですけど、この愛称の募集についての具体的な手法といいますか、どのようにされるのかということと、これは、僕の個人的なあれかもしらんけども、賞、優秀賞が1万円、それから、佳作が5,000円と、何だあ、ちょっと安過ぎるんじゃないのかなとは思んですけど、その辺の所見をお願いします。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。2点御質問いただきまして、まず手法、募集の範囲ですけども、今、議員からも言っていたように、今考えてますのは、小学校ですとか、中学校、それから、高等学校、自分たちの考えをですね、何かこう言葉にして、名前をつけて応募いただけるというようなところで、以前も、この跡地のゾーニングですとか、意見募集の際も、子供たちからも広く募ったほうがいいんじゃないかというようなこともありまして、幸い今、GIGAスクールの関係で、インターネットも利用できる状況もありますので、そういった手法も使って、多くの方に申し込んでいただけるようなふうに取り組んでいこうと思っております。

それから、優秀賞の1万円、佳作5,000円について、少し金額どうなのかということなんですけども、例えば、西いなばの道の駅の額ですとか、これまでの愛称の募集とのバランスも考えたり、あと、ほかの市・町、他県にですね、そういったこともちょっと参考にして、この額ということで、今させていただいております。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 御説明いただきました。小・中・高とかもありますが、一般の市民の方、それから自治会等ですね、広く皆さんに、この愛称募集が広く伝わるようなことを求めておきたい

と思いますし、私、道の駅なんかも知ってますけど、大体安いんじゃないかなと、私は相対的に、市の、このあれはですね、考えておりますので、今後、全体的なことにはなりますが、もっと賞金をですね、それこそ5万ぐらいでもいいんじゃないかなと、私は思うんですけども、考えていったらどうかと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。債務負担行為のところと、補正のところ、市民会館と高砂屋なんですけど、これ、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることになったから、人件費について処遇改善を行うっていうことで、予算が計上されていて、今年度分が21ページに、事業別概要に出てて、あと、来年度以降の指定管理料の上乗せっていうことで、60ページ、61ページに出ているんですけど、これ、債務負担行為のところね、これ単純に年額、年額を出すと、その数字と、21ページにある今年度の補正額とが若干違うんですけど、これは何ですかね。

◆砂田典男委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。先ほどの伊藤委員さんの答弁なんですけども、まず市民会館のほうなんですけれども、令和6年度が4万6,000円で、令和7年以降が15万2,000円という形で増えてるんですけども、その辺を確認しましたところ、ベースアップ分を、来年度分は見込んでいるというところで、約5%ぐらいのベースアップを見込んで、7年度以降はどうなるか分からないので、7年以降は同額でしているというところで、6年度と7年度の差があるというところで、市民会館及び高砂屋のほうも同じような感じで、1年間のベースアップで、7年度以降は同額という形になっているようです。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

自治体情報システムの標準化の進捗状況と今後の進め方について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。自治体情報システムの標準化の進捗状況と今後の進め方について、執行部、御説明をお願いいたします。松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 デジタル戦略課、松田でございます。よろしくお願いいたします。

では、2ページ目を御覧ください。自治体システム標準化の進捗状況と今後の進め方について説明させていただきます。こちら2ページ目は、デジタル庁の資料となりますが、国が進める自治体業務システムの標準化についての概要となっております。令和7年度までに、ガバメ

ントクラウド上に構築された標準準拠システムに向けて、対象となる基幹業務システムと呼ばれる住記・税・福祉等の20業務の移行を行うものであります。構築経費につきましては、国からの財政支援を得られるものとなっております。システムの仕様を統一することで、地方自治体の人的・財政的な負担の軽減、また、オンライン申請等、全国的に活用可能なデジタル化の基盤を活用することで、市民サービスの向上を求めるものが目的となっております。

次の3ページ目を御覧ください。現在の進捗状況となります。すみません、1点、申し訳ございませんが、資料の修正をお願いしたいのがございまして、2段落目の【鳥取市】の部分ですが、令和4年の秋と書いてある部分、5年秋に修正をお願いします。4を5に、申し訳ございませんが、修正をお願いしたいと思います。

本市の取組といたしましては、昨年秋に、各事業者へ、RFIと呼ばれる情報提供依頼といった形で、令和7年度末までの稼働に向けて、システム導入する意思があるか、各事業者に問い合わせたところが、富士通のみが対応可能と回答を得たことから、本市としましては、優先交渉事業者として、富士通を選定させていただき、下の図にあるようなスケジュールで導入を進めてきたところでございます。ただ、スケジュールの中で、今年度の作業が、赤枠で囲った部分について、課題が生じた点がございまして、現在作業が停止している状況がございまして、

こちらを、次ページで説明をさせていただきます。4ページ目でございます。取組について、まず、本委員会で報告させてもらったのは、令和6年2月の委員会となります。その際には、上の四角で囲っている部分に、障害者手帳、子供・子育ての一部のシステムが、移行期限内に移行は困難であること、また、システム導入における経費が、国の補助金の上限額を超えていたといった課題がございました。その後の状況として、2つ目の箱に囲ったところですが、市としては、国の標準仕様と現行業務の差異の確認を行ってきたところ、また可能な業務について対応、移行準備を対応してきたところでございます。補助金については、当初、国が定めた上限額が、各自治体の状況を加味したものではなく、一律の人口割だったことから、各自治体から、不足の声が多く上がったといったこともありまして、補助金上限額の見直しが行われました。こちらについては、市が積算した額と同額が認められ、9億8,000万が認められたものとなっております。ただ、これに加えて、事業者との調整を加える、進める中で、国からの度重なる仕様変更であったり、新しい制度改正、あと、事業者側のリソース不足が発生したことにより、13業務の提供が遅れるといった報告を受けたものでございます。

次の5ページ目を御覧ください。これについてですが、移行困難ということで、13業務の報告を受けたわけですが、その対応につきまして、2通りの対応が考えられまして、案の1、上のほうの枠ですが、段階移行と記させてもらいましたが、移行可能な業務のみを優先して切替えを行って、残りのシステムは、標準化システムとの間で過渡期連携と呼ばれるデータ連携を、新旧の仕組みを構築させていただいて、既存のシステムを延長し、順次切替えを行っていくもの。案の2は、一括稼働とさせてもらっておりますが、全システムを一括切替えが可能な時期、令和8年度以降の時期にまとめて切り替えるといった2つのパターンが考えられております。事業者からは案の1で打診を受けております。

次のページ、6ページ目を御覧ください。先ほど申上げた切替え方針に伴う具体的な違いを

表に示したものであります。違いは、一番、表の一番上に書いておりますが、機能比較という欄でありまして、切替え回数の違いでありまして、複数切替えとなった場合には、先ほど申し上げた過渡期連携が必要となります。案の1の段階稼働につきましては、過渡期連携と呼ばれる一時的なシステムの構築が必要となること、それによって、システム間の連携がリアルタイムでなくなることから、運用に注意が必要となる、また、職員負担が増えるといったものがございまして、具体的には、住記の移動が、税のほうに即時で連携しないといった課題が考えられます。

案の2では、一括稼働につきましては、一体化したシステムで安定した運用、また、職員負担の軽減が見込められるといったことがございまして、国の補助金につきましては、利用できない可能性があるといった課題もあります。ただ、案の1で記した、過渡期連携というものが、こちらは必要ございませんので、全体的には、経費が抑えられるものとなっております。

こちらを比較した結果、担当課としましては、確実な業務稼働を確保するため、案の2の一括稼働が最適と判断されてまいりました。これらを踏まえまして、国のほうに、全20業務を移行困難として報告をさせていただいたというのが現状でございます。

7ページ目を御覧ください。これらを踏まえまして、今後の迎え方として、まず、スケジュールの見直しを行います。その中で、現行システムを継続する間につきましても、税制改正、また、新サービスの対応等は、現行システム内で行い、市民サービスの影響は確保するものとなります。

次に、予算に関しては、補助金が、令和7年度末までの移行が前提条件となっておりますが、これらは、国に対して、補助金の適用範囲の延長等について要望を上げていくといったところは、継続して活動を行ってまいります。これに併せまして、他市の動向も継続的に情報収集、連携密にしていき、最終的に、住民サービスの低下を招くことなく、安全・確実なシステム導入のため、令和8年度以降の一括切替えという全体延伸ですね、といった案2の方向で進めたいと考えるものであります。

以上が、自治体システム標準化の進捗状況と、今後の進めた方についての方向となります。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今回の説明で、案1、案2で、業者は案1を進めるということだったけども、これの理由は、何かあったんですか。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 デジタル戦略課、松田です。御質問ありがとうございます。業者から、案の1の提案があったということですが、税・住記・福祉等、大きな分野があるんですが、業者側のリソースで、住記専門の部隊と税専門の部隊とありまして、そこの順番が、やっぱり具合によりまして、住記のほうは先にできる、リソースが足りてるんで、先にできる、税は、リソースが足りないんでできないといった形で、業者が最適な配置を言ってきたものであります。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それは、市民サービスというよりも、業者の意向について、業者側の、それこそ、これのほうがりやすいということなんだがな。一括してやっていくと、かなりの業務量っていうか、出てくるんだろうと思うんで、1つずつやっていったほうが、業者としてはやりやすいというようなことなんですか。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 松田でございます。上杉委員のおっしゃるとおりでございます。業者としては、もうできるときにやりたいといった意向が強くて、自治体の意向を加味したものではありませんので、うちとしては認められないと言って、返事を返したものとなっております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 となれば、要するに、市民サービスにした場合には、今言っているのは、2案のほうが、一括したほうが、市民サービスの的には、非常にスムーズに移行ができるというような、そういった考え方ですか。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 松田でございます。上杉委員のおっしゃるとおりでございます。一括移行のほうが、職員負担もそうですし、市民サービスの面でも有効と、我々判断させてもらいましたので、案の2で進みたいとさせてもらったものでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 そうなってくると問題は、要するに、国の補助金の問題で、令和8年度になれば、今の補助金が本当にもらえるかどうかの話なんだけれども、全国のその自治体でいうと、さっきおっしゃったように、かなりの自治体で、案2という形の声のほうが多いということですよ。よろしいですか。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 松田でございます。上杉委員の御質問につきましてですが、移行自体が、令和7年度にできないといった自治体は多いのですが、全部を一括で移行するといった自治体は、その全部ではございません。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 要するに、国からの、それこそ補助金がもらえるか、もらえないかというような、大きな、そのことに尽きるんじゃないかなというふうにした場合に、もう令和7年度末までにつくれるんだったら、8億7,000万は出るけども、それ以降の分だったら、要するに、極端な話、一般財源でやりなさいよというようなことになると、これはとても大変なことになるので、国との、どう、国のほうのですね、ほかの自治体もそうなんでしょうけれども、しっかりとこういった現状を、それこそ国にも上げていただいて、令和8年度以降、一括した分についても、国の補助金が、それこそ下りてくるような、そういった、やっぱり何というか、活動っていいですか、それ、やっぱりやっていかないといけんというふうに思いますので、これ、だけでも、今っていうか、これ、1案にするか2案にするかっていうのは、もう、これは決め

なければならぬ話でしょうから、でしょうから、だから、それは、鳥取市としては、2案のほうでいきたいという話だから、2案のほうでいく場合には、国の補助金、その7年、令和7年度までの補助金を、8年度以降にも延ばしていくような形での、それは、全国の市長会等々もそうだと思いますので、その辺りは、やはり市としてのその要請をですね、しっかり国に上げていくような、そういった動きをしていただければと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 松田でございます。御指摘ありがとうございます。国への要望ですが、市長会等通じまして、同じような要望は上げさせてもらっておりますので、これは、継続して活動させてもらいたいと思っておりますし、また、国の補助金が、もし認められない場合でも、令和8年とか令和9年の構築時に、一括の財政負担が生じないように、標準化、平準化する等々も考えながら進めていきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません、資料の6ページですかね、下のところに、今年の7月に、全20業務を移行困難システムとして、県を通じて、デジタル庁に報告してあるんですけど、一応報告はしたけど、全て困難ですよということを国のほうが認めたっていうことになっているのかどうか、まず、その点はどうですか。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 松田でございます。移行困難システムについて国が認めたかという御質問につきましてですが、まず、報告はさせてもらったんですが、国からの回答は来ておりません。実際に、移行困難として認められましたのは、障害者手帳の1業務のみとなっております。それ以降の回答は得ておりませんという状況であります。ただ、水面下では、こういった動きも多いですし、各自治体からも、こういった回答は得ておるので、何らかの回答がそのうちあるのではというふうに、担当課としては受け取っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 そもそも、このいつときに、集中して全国挙げて変えていこうっていう計画自体が、もともと無理な話で、それで、デジタル庁も逆に、令和7年度末までに全てが移行できる、移行を完了する自治体の数は分かりませんと、把握できてませんっていうぐらい、もう次から次へと、無理です、無理ですって言うところが増えてきてるわけなんですよ。そういった状況の中で、それで、お金のほうの期限、補助金の期限が、一応最初、令和7年度末までにやりましょうっていうことだったから、それまでにしてるけれども、どこの自治体も起こってるわけで、さっきお金の話がありましたけど、これはもうね、いつになったって、国がやれて言うことなんだから、それはもう、全額国が見るべきなんですよ。だから、それは、もう本当に、もう強く言っていっていただきたいと思っておりますし、それから、これは実際、ベンダーさんっていうんですか、そのシステムの会社の人が本当にやらないといけないことで、その人たちのすごい労働が、すごく苛酷になってるっていうね、もう一斉にやるわけだから。しかも、定率減税があるわ、それから、この標準化しなさいって言うたのに、その仕様書が、仕様書の変更が、12業務で3回あったとかね、もう本当に、もうしょっちゅう、しょっちゅう、

そういうことが起こるたびに、その業者さんはもう大変なことになってるっていうのも、やっぱり全国的に上がってるわけなので、本当に、やっぱり各地方自治体で、もう大変な状況にあるっていうことも含めて、やっぱり、私はこれ、県通じてね、国にやっぱり上げていく必要があると思います。本当に、何か報道というか、何かの雑誌というのか、そういうのに、死の行進っていうね、要はベンダーさんが、もう大変な苛酷な状況にもう置かれてる状況が、もう本当に深刻だっっていうことを言われてるっていうのもありましたし、やっぱり、本当にこれは、直接市民のいろんな手続とか、そういった市民生活に関わってくることだから、間違いがあったり、本当に、逆に混乱することがないようにやっていかないといけないことだとは思いますが、それでも、そもそも、こうやって、本当に、こんなことを一括してやるっていうこと自体が、本当に間違っと思ったんだったっていうことを、本当に声を大にして言いたいぐらいです。とにかく、やっぱりお金に関しては、これは、しっかり国が責任取るべきだと思いますので、そのことは重ねて言っておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 松田参事。

○松田仁史デジタル戦略課参事 御意見ありがとうございます。同じように、国のほうには、繰り返し訴えかけ、要望は上げていきたいと思っておりますし、本市としましては、やっぱり住民サービスの低下を招くことなくという、安全・確実なシステムの導入のために進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、以上で報告を終わります。

ここで、請願審査に関連のない部署は御退席ください。

令和6年請願第6号文化施設建設についての請願書（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、請願審査に入ります。令和6年請願第6号文化施設建設についての請願書について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございませうか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 質疑・意見は、前回、前半の委員会を出て、確認だけは、この間、筒井課長で確認をさせていただいたわけですから。もう討論に入ってもいいんじゃないかな。

◆砂田典男委員長 採決行きますか、皆さん。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと討論・採決の前に。私は、この請願に関して、継続審査にしたいと思っております。その理由は、前回いろいろと議論をしましたがけれども、この文面を読みますと、前回の委員会にもありましたけど、鳥取駅周辺再生整備計画っていうことがあって、それで、端的に言うと、この計画は、うちの所管ではありません。この間、リ・デザイン会議とか、この計画のこととか、それは全協では聞きましたけど、予算にしたって何にしたって、建設水道委員会にかかっているわけですよ。それで、文化施設の在り方というんだったら、この委員会ですから、今ね、有識者の人の会議も始まったと、場所ありきではないと。機能とか、規模とか、そういったことを考えていきながら、だけど、駅前で、こういう計画があるから、

足並みそろえてっていうね、課長の答弁もありました。

この総務企画委員会からすると、文化施設の在り方っていうことで、今いろいろ議論がね、これからしていこうかっていうところなので、この請願が、もし、もしですよ、もし採択されたら、何か、道をつけていくような、レールを敷いてしまうような、だって、あっちもこっちも、これから議論していきましようっていうところなのに、何かおかしいことになるんじゃないのかなっていうふうに思うので、それで、継審ということで、ちょっと諮っていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 ただいま継続審査を求める意見がございましたので、継続審査をお諮りいたします。本請願について、継続審査とすることについて、賛成される方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数です。よって、このまま審査を続けます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 討論は、前回、もうちょっと話をさせていただきました。文化施設、具体的な市民会館であったり、あるいは、音楽ホールであったりというような、具体的に、請願の理由としては、この4施設は、建設から四、五十年経過し、エアコン・照明・音響等の故障に対し、部品の調達に苦慮しているようであり、文化芸術活動に支障を来すおそれがあるということが、いわゆるその請願の理由であります。ですので、この中に、何を造ってくれえということは、具体的な細かい検討まではしてないわけですし、要するに、文化施設をということで、この駅周辺の再生基本計画の中に、その中に建設できるようにお願いしたいということでもありますので、特にその具体的な、その施設を示してというようなことじゃないというふうに思いますので、先ほどの話の中で、我々がその先鞭をつけて、いわゆる、例えば市民会館であったり、あるいは音楽ホールであったり、そういったものを、そのこのたびの請願で採択したということにはならないということで、私は、この請願には賛成したいという、採択したいということでもあります。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様でございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私は、この請願に反対の立場で討論をします。直接、文化団体協議会の方からお話を聞きました。本当にその文化活動していく中で、本当にやっぱり、そういう自分たちが活動できる施設がね、一日も早く本当にできてほしいと、そういう思いは聞かせていただきましたし、それは、本当に分かります。何年も何年も市に要望してきたけれども、一向にらちが明かないと。だから、議会にということで、お話をされてきました。

でも、この請願は、やっぱり駅周辺の再生整備計画っていうことが、やっぱりあるわけですよ。これは、そこにいろいろ書かれてることが候補としてあって、それが、ほんまに実現可能なのかどうかっていうことを、これから検討していくっていう段階なわけですよ。そういう中で、ここの委員会です、この請願を採択するってことは、私は、本当に議会として、本当に道つけちゃうことになると思います、これから検討していくっていうものに対して。それは、順序としてはおかしいと思います。だから、この請願されてる方の気持ちはよく分か

るし、もう、どこでも造ってくれっていうんだったらいいんだけども、やっぱり、この駅の再生整備計画っていうことがある以上は、私は、さっき言いましたけれども、やっぱり、この所管じゃないと思いますし、道つけるようなことになるので、これには反対をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 いいですか。以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第6号請願、第6号、元へ。これより、令和6年請願第6号文化施設建設についての請願書を採決します。本請願の採決に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本請願は採択と決定しました。

ただいま採決した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 異議なしと認めます。そのように決定しました。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は御退出ください。休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時26分 再開

【その他】

請願・陳情の不採択理由の確認について

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会を再開いたします。

市民生活部は午後から予定していましたから、ちょっと時間の都合で、請願・陳情の不採択理由案っていうのが、皆様のお手元に配付されていると思いますので、そちらを先に御確認していただきたいと思います。このような案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 では、そのようにさせていただきます。

出納室が上がってきますから、しばらくお待ちください。

午前11時26分 休憩

午前11時34分 再開

【出納室】

◆砂田典男委員長 それでは、出納室の議案審査に入ります。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執

行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。従来はどうだったか、もう一度教えていただけますか。

◆砂田典男委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾でございます。従来は、振込手数料は全く取られておりません。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要にね、令和4年の3月29日付の総務省通知っていうことであるんですけど、この当時でも、自治体によって扱いが全然違っているっていうような調査結果も出てたりしてるんですけど、払ってるというかね、払ってるところもあれば、一部払ってたりとか、全くとか、いろいろあって、それで、総務省のほうで、その62円っていうのを出してきて、これが、令和4年の3月末なんですけど、なぜね、この今年の10月1日からっていう、この間、どういような検討というか、そういうことがされてきたのかというのをちょっと教えていただけますか。

◆砂田典男委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 令和4年の通知が出まして、そもそも、何でこの時期かということですけどね、令和4年の通知っていうのが、要は民間といいますかね、一般のほうで62円、一般というか、公共団体以外のところが62円取りますよというお話だったんですけども、ただ、自治体には予算とかいったようなことがあるので、この10月、本年の10月まで猶予期間を与えますよというところで、この時期になったというところでございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様でございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 これより、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、これで出納室を終わります。執行部の皆様はありがとうございました。御退室ください。

それでは、しばらく休憩します。午後の市民生活部は、午後1時からにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

午前11時38分 休憩

午後0時58分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 皆様、お集まりですから、ただいまより、市民生活部に入ります。

まず初めに、河口市市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口市市民生活部長。

○河口正博市民生活部長 市民生活部長の河口でございます。本日は、前回、9月6日に御説明をさせていただきました8つの議案につきまして、御審議を賜りたいというふうに考えております。なお、答弁につきましては、簡潔明瞭に努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 福部町総合支所ですけれども、鳥取砂丘らっきょう花マラソン開催費で、仮設トイレを追加設置するというごさいますけれども、オアシス広場は、既設のトイレがあるんですけども、何かそのイベントでは、県が使っては駄目だというようなことを聞いたんですけども、その確認で、通常考えると、不足する部分の仮設トイレをつけてするってということで、県と連携すればいいと思うんですけども、この辺の、もうちょっと詳しく、前回の説明とを、お願いできないでしょうか。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 福部町総合支所、米澤です。おっしゃられるとおり、これまでは既設のトイレに加えて、仮設のトイレを増設するだけで、イベントの開催が認められておった経過があったんですが、今年度から、既設のトイレではなくて、仮設のトイレで賄えるような対応をしてくださいますように、県のほうの方針が変わられたようなことごさいます。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりました。ただ、県のその方針で、既設のトイレがあるのを、そこを閉めてしまっっちゃうことでしょうか。それで、仮設トイレに行ってくださいってことですよ。これ果たして、それがいいのかどうかっていうことは、今後県のほうにもですね、一緒にやるわけですから、あくまで県民、市民一緒ですから、やっぱり市として声を上げていただきたいと、要望して終わります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと今のトイレの件なんですけど、県は、何でそうやって方針変えたかって、その理由は何て言ってるんですかね。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 福部町総合支所、米澤です。令和3年度に行われたイベントのほうで、高校生が対象のイベントだったというふうに聞いておりますが、実際オーバーフローがどうも発生してしまったというようなことがあったようでして、県がその管理を委託している事業者のほうから、そういった対応を徹底してほしいというようなことが、県のほうに申入れがあったというふうに聞いております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 状況は分かりましたけれども、それで言うならば、仮設の分を増やせばよかったりもすると思うし、あと、既存の分の使い方について、注意喚起するとか、そういうことで対応できると思うんですけど、その右から左みたいに、県が言われたから、そう言うっていうのも、ちょっと解せん部分があるんですけど、もうちょっと何か詳しい説明がないんですか。それとも、一方的に言ってきたから、もう従わざるを得ないなっていうことになるわけですかね、理由がどうであれ。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 我々も、寝耳に水のお話でしたので、県のほうには、担当課、何度も足を運んで、状況を、例えば、来年からにできないかとかっていうようなことも含めて、協議はさせていただいたんですけど、この施設は、行政財産使用許可で貸していただいたり施設になりますので、その許可条件で、どうしてもそういったことを対応してほしいというようなことで、県のほうも苦渋の決断ではあったようなところも伺ってはおりますけど、徹底してほしいということの状況でございました。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私も納得できんな。それは、県、オアシス広場は、県の管理ということだろうと思うんだけど、使うのは県民でもあるし、市民でもあるし、別にそれを市の事業だから。今の話を聞いとるとね、県の事業だ、市の事業だ、何となくね、市の事業だから、市のほうで仮設トイレをしてくれっていうのは、これ分かるんだけど、既存のトイレを使わせんっていう理由が、全く理解できんだけどね。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 おっしゃられるとおりなんですけど、やはりそのオーバーフローをですね、オーバーフローするっていうようなことで、どうしても汚水のほうのことが出てまいりますので、その部分をしっかり、くみ取りをして、対応できるような仮設トイレを準備してもらいたいということで、そういうふうな対応をせざるを得ない状況になったとしております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これはその、あそこを使うのはね、例えば、その鳥取マラソンであったり、それから、いわゆる何、臨時駐車場で、あそこに車、結構、連休とか、そういうときになっているわね。そういうときも、結構人が使うわけだ。でも、そのときにはオーバーフローはしてなか

ったんだろうな、多分。今回、その高校生が使ったときにオーバーフローしたから、だから、もう駄目だと。いうことになればですね、今後は、別にオーバーフローしようがしまいが、あそこでイベントする場合には、人数が多く入る日については、要するに仮設トイレを造ってくださいっっちゃう話になっちゃう話にならへんか、うん。だから、オーバーフローするから駄目だというのは、理由にはならんと思うんだ。それで、それこそ、とめるっていうのは理解できないな、うん。だから、市も、その仮設トイレは、既存のトイレは造るわけでしょう。だから、仮設トイレは使えるんだけど、既存のトイレが使えないっていうのが、それは利用者にとってみたらね、何でだいやという話になっちゃうわけだ。そうすると、主催者である市に、苦情が来るのは間違いないよ、これは。だから、これは県にしっかり申入れせなあかんと、私は思う。これは理解できん。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 はい。おっしゃられるとおりで、県のほうとしては、イベントの主催者に、もう少し主体的に責任を持って、そのイベントの実現に向けて、その部分の対応も求めてきとるというふうに理解はしております。今までどおり、確かにおっしゃられるとおりで、既設のトイレ、プラスアルファで対応できるというのが、我々も一番願っておりますし、もともと、そういった体制で、当初予算も組ませていただいておりますので、今回のことを受けて、大変困惑はしておりますところですが、何分、施設が貸していただけないことには、このマラソン大会、実施ができないということもあって、もう苦肉の策で、今回ちょっと補正のほうを要求させていただいたというような状況でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それは結果としてね、県が委託してる業者、あそこを、それを管理してる事業者だわね、そちらのほうの苦情ではないの。要するに、県が本当についていうことじゃなしに、事業者が、あそこの管理してる事業者から言われてだ、もうかないまへんと、だから、もうあそこは、その使用禁止してくださいよと言って、県が言ったっちゃうふうには私は思うわけだ。これはやっぱりね、事業者にも、やっぱりこのことは、しっかりと話をせなあかんと思う。ただ、それを、オーバーフローしたから、もう次から駄目だということになったら、大きなイベントになったら、全部あそこ使えんようになっちゃう話だ。

◆砂田典男委員長 米澤支所長。

○米澤裕治福部町総合支所長 確かに、おっしゃるとおりで、大きなイベント、例えば、鳥取マラソンという大会も3月にありますけど、そういったときにも、全て、仮設トイレを対応するようということになっておりますので。今後の利用の在り方は、もう少し県のほうともしっかり詰めていく必要があるかと思いますが、今回に限りましては、行政財産の使用許可ということで、許可条件になっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

◆砂田典男委員長 河口部長。

○河口正博市民生活部長 御意見ありがとうございました。皆様が言っていたように、これは、我々、県から御意見いただいたときも、どういうことだということで、県のほうに、一旦は突き返しはさせていただきました。先ほど、支所長が言いますように、前回の若者のとき

の大会のときにオーバーフローして、ここは、合併浄化槽っていうよりも、単独浄化槽でございまして、要は処理をして、水を流すというものでございまして、どうもその処理ができないまま、要するに流れてしまったという、今までにないような、ちょっとかなり問題が生じてしまったということで、急遽、今回のらっきょう花マラソンについても、かなりの人が来るということで、これがオーバーフローすると、恐らく、こう汚水を流してしまうっていうことになってしまうので、その対策をきっちりできるまでは、少しやめてもらいたい。その代わりに、仮設のトイレを今まで以上にこう増やして、大会の責任である市のほうでやってもらいたいという、こういう御意見でございましたので、一旦これは受けて、支所長が言うように、仮設トイレの予算を上げさせていただきました。

ただ、これにつきましては、おっしゃられるように、これからじゃあ、あるトイレを使わないのかと、来られる方については、不便をかけることになりますので、市として責任を持って、しっかりと県との協議を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、今回は急遽、仮設トイレの分が増設で必要になってきましたので、計上させていただきたいと思いますが、今後、引き続き、県とはしっかりと調整をしてみたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田でございます。事業別概要書のほうの22ページの下段でございます、住民登録関係事務費っていうところの、すみません、間違えました。23ページの上段のですね、すみませんでした。コンビニ交付関連事務費でございます。ここで、今、コンビニに置いてあるのと同じようなマルチコピー機を本庁舎のほうに1台と、それから、総合支所のほうに1台というふうにあるんですけど、まず、総合支所管内については、どちらの総合支所のほうに設置されるような予定でしょうか。

◆砂田典男委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。総合支所1台、どこからという御質問ですけれども、できるだけ多くの方に利用していただいて、そのマルチコピー機を体験していただくことが重要と考えておりますので、窓口の利用率の高い支所から設置することとしております。一番利用率が高いのが、国府町総合支所でございます。まず、そちらに設置させていただきたいというふうに、考えているところでございます。そこで、状況を見ながら、次はこの支所に置かせていただくかということは、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 なぜちょっとここ聞いたかといいますと、そのマルチコピー機の話で、以前も委員会の中でも、少し話をさせてもらった事例があったんですけども、これは鹿野の、鹿野の住民の方からだったんですけど、コンビニ、コンビニにマルチコピー機を使いに行っただけで、使い方が分からなくて、安くなるということもあって、1人で行ったと。それで、コンビニから教えていただけなかったの、支所のほうに来ただけで、支所にはマルチコピー機がなかったの、走った割には、同じ金額で、住民票か何か出したっていうふうなことで、すご

く苦情をもらったわけです。そのときにすごく思ってたことがあります、これは、例えば銀行でもですね、銀行のこのオンラインなんかでも、あえて店内に置いてあって、係の人がそこにいて、使い方まで教えてくださる。そういうのを使うことによって、店員さんもその手間も省けますし、来られた方も安く済むってということで、そういった案内されとるのを見たときに、やはり行政もですね、このマルチコピー機っていうのは、各支所にもう既に置いてしまってますね、ちょっとそこを御案内するような形にしたほうが、行く行くは、早いスピードで、市の職員のその受付業務っていうものも、改善されてくるのかなということがあったもので、そういう思いがあって、まずどこだって聞かさせていただいたんです。ということは、今回、国府の総合支所に置かれて、これを1台展開させていくんですけど、今後というのは、いつぐらいまでそういった実験っていうんでしょうね、1台を展開させていった上で、その見通しているのは、どのように考えておられますでしょうか。

◆砂田典男委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。全部の支所に置くっていうのは、理想的ではあるんですけども、この今回1台導入させていただいた機械で、効果検証っていうことをさせていただきたいと思っているところでございます。設置の期間といたしましては、1年ごとに置くと、8年かかってしまう話になりますので、半年ぐらいのスパンかなっていうふうには思っているところでございます。効果が高ければ、さらに導入っていうことも考えられるかもしれませんが、まずはこの1台で、効果を検証させていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 趣旨は、よく理解させていただきました。希望といいますか、要望なんですけど、早い段階で各支所のほうに、このマルチコピー機の設置をしたほうが、私としては、利用者、それから市の職員、職員さんですね、いずれも有利になるのではないのかなというところで、ちょっと意見も言わせていただいて、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要書の62ページ、債務負担行為で、総合窓口管理事務費なんですけれども、また、来年からの3年間の包括委託ということで、債務負担行為が取られてるんですけども、まず、委託の事業の内容なんですけど、前回の説明で、先ほど出たマルチコピー機の操作案内とかも計上してるって言われたんですけども、それ以外で、今やってる業務で、何か変わるものがあるのかどうか、仕様書がね、仕様が変わるものがあるのかどうか、その点はどうか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 お答えします。市民課、植田でございます。仕様の変更で、そのマルチコピー機の操作以外の部分ということでございます。次の仕様で入れていくってことになる、その今おっしゃったマルチコピー機の操作、それから、マルチコピー機を使うことによりまして、その分の料金徴収も新たに発生をしますので、そこを、追加をさせていただくということが、主な変更点ということになります。以上、2点を大きな変更点ということで付け加えさせ

ていただく予定です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 昨日、本会議の質疑のときに、福祉の総合窓口のを聞いたときにね、複数の業務に対応できるように、人材育成をっていうようなことを言われたんですけども、福祉と市民課の窓口では、やるのが全然違うというふうには思ってますけど、そういったようなことが、基本、今回の包括管理委託の中には入ってないっていうことでいいですか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 伊藤委員さんの質問にお答えします。市民総合窓口については、そういった内容での仕様としてはおりません。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。それで今現在、委託が行われてるんですけど、それが令和4年からでしたかね、そのときに、だから、令和3年の9月だったと思いますけど、債務負担が補正で出てきたときに、ちょうどその前に、また3年やっていますから、その検証がされてたわけですよ。このたびは、1回目、2回目、3回目を迎えるに当たって、そういった検証っていうのはされているのかどうか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 市民課、植田でございます。検証のほうですけども、窓口のサービスを、市民サービスとか、それから業務効率化、経費比較などでの検証を行っております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 検証されてるっていうことなので、今、数字で聞いても多分分からないので、それは資料で、この委員会に、後で構いませんので、それは出していただけたらと思います。

前回のときに、そういうふうに検証したっていうことも、たしか債務負担のこの事業別概要に書かれてたような気がしましてね、今回、そういう言葉もないので、どうだったのかなというふうに思いましたので、あと、ちょっと資料提供をお願いします。

それからですね、ちょっと確認をしたいんですけども、この限度額の積算根拠、これを教えてください。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 市民課、植田です。積算につきましては、現在の委託契約、各業務における経費をベースにいたしまして、この3年間の賃金と、それから物価の上昇率を勘案して、経費を試算して、その3年分ということで、計算をさせていただいたということになります。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。それで、前のときは、そのコンビニ交付の件数が増えてきているということで、窓口でやる業務も、その分減るわけなので、そういった減もあり、いろいろ増えるのもありっていうことで言われてたんですけど、今回も、そういうことも加味されてるということでいいですか。

◆砂田典男委員長 植田参事。

○植田光一市民課参事 市民課、植田です。窓口に来るお客様が減ってくる分が、役としては少し減っていく。それから新たに、先ほど御説明をさせていただいた、説明員がついたりとか、徴収の業務が新たに発生したりということがありますので、足し引きをしまして、そこも基に計算をさせていただいております。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 補正予算については、ちょっと反対の立場で討論いたします。先ほど聞かせていただいた総合窓口管理事務費なんですけれども、基本、市民アンケートですかね、利用者のアンケートのほうもいい結果だし、対市民に対する対応は、きちっとされていると思います。それから、本当にはっきり聞こえる声で挨拶もされてるし、本当にそれは受けておられる事業者さんが窓口だということで、本当に頑張っておられるというのは、もう十分認識してるんですけれども、やっぱり、ああやって委託に出すってことは、本当にそこに働いてる人の、労働の賃金はどうなんだろうかというふうに思うところがあります。最低賃金に張りついていたりね、時給でしたら最低賃金と同じとかね。

やっぱり市の業務で、コアな部分に専任できるよということ、こういった委託が広がられてきてるんですけれども、考えるに当たって、本当に、その市の職員のコアな業務って、本当に何なんだろうかと、公共性って一体何なんだろうかなと、考えることは常々あって、やっぱり、私は直営でやるべきだという立場ですので、この予算には賛成できないんですけれども、それで、なぜ公務員がやるべきかっていうと、幾ら委託を受けてる事業者が、守秘義務、そういった厳しい規則、決まり、そういったものをつくっていたとしても、一生そこで働いてるわけではありませんから、特に、非正規の場合は、途中で辞めていかれますから、そういった方たちに、本当に守秘義務っていうのが、一体どこまで通用するのかなと。やっぱり守秘義務っていうのは、私は、公務員にはすごく厳しく課せられてるところだと思いますので、本当に市民の個人情報を受渡する、やっぱりそういった窓口ですので、やっぱりそこは、本当に考え直す必要があるのではないかという、その立場は変わりませんので、この予算には反対です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は賛成の立場で、これで3期目になってきて、9年ということで、もうFAQもすっかりできて、住民からの反応もすごいいいと。公務員は、合併時にはですね、たくさんおったんですけども、定員適正化の計画に基づいて、今の数にもなって、民間の事業者の押し上げにもなっていると思いますので、私は、この債務負担行為には、賛成の立場です。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私も、賛成の立場で討論します。まず、さっき、公務員は守秘義務、これは当たり前前の話であって、これは、まさに公務員だけじゃなくして、民間企業も同じことなんです

わね。それと、もう一点は、市民にとって何がいいのかという、要するに、市民目線で見ると、そちらのほうだと、市民サービスの向上に付すためには、そういった専門業者を委託することによって、非常にスムーズに事業が展開できるというようなこともあるというふうに、私は思っていますので、ですから、全部全部、その民間に委託する話じゃないわけで、民間でできるところ、あるいは、それによって市民サービスが向上する、そういった分については、やはり民間活力を使うべきだというふうに思います。ですから、この議案については、賛成いたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様では、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第105号鳥取市手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第105号鳥取市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第105号鳥取市手数料条例の一部改正について採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第106号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

議案第116号財産の無償譲渡について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第106号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び、議案第116号財産の無償譲渡について、2案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決は1議案ずつ行います。まず、議案第106号鳥取市集会所の設置及び管理に関する

る条例の一部改正について、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第106号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第116号財産の無償譲渡について、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第116号財産の無償譲渡についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第107号鳥取市印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第114号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、114号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第114号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたし

ます。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第115号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第115号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、この鳥取市過疎地域持続的発展計画ですけども、前はですね、市道の舗装繕だとか、市道の石積み復旧なんかは、過疎債の充実に、たしかならんだような気がするんですけども、この過疎債も何回もこう見直されているんですけど、この過疎債でできるこのハード事業というのは、どのようなガイドラインというか基準があるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 地域振興課、山名です。細かいハード事業のちょっとガイドラインについては、また、お示しさせていただこうかと思いますが、このたび、計画として上げさせていただいているのは、対象となるものでございます。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと過疎債、僕やあも勉強不足なのかもしれませんが、ソフトも今なるような感じになってますし、その辺の基準みたいなものがあつたら、また、この委員会のほうに提出いただけないでしょうか。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第115号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第121号工事請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第121号工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田です。質問といたしますか、この佐治用瀬一般廃棄物処理施設のこの解体までですね、この経緯というのが、前回説明もいただいたんですけども、もう一回改めてこう見てみますと、この施設が稼働停止になったのは、平成13年ということで、合併前の佐治町

さん、佐治村のほうが持っておられた内容で、合併直後、市に移管したわけ、平成16年11月に市に移管されて、20年にダイオキシンの調査を行ったところまでが、流れてきたような感じに見えるんですが、少しそこから令和3年まで、大地震のときの倒壊の危険性が高いというところが1つのトリガーとなって、もう一度、この今回のこの解体に向けての動きがあるように、ここで見たんですが、ここのこの経緯、なぜこのように、今回までかかってしまったのか、どういう経過があったのかという辺りを教えていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。議員が申し上げられますように、平成13年に停止後、その後市町村合併がありまして、ようやく、ダイオキシン調査等を行って、令和3年に危険度の診断を行いました。これまでかかった経緯は、事業に伴う経費を一般財源で、実施しなければならない状況もありまして、そういった中で、どうしても、他の焼却施設もある中、ようやく、この佐治用瀬の廃棄物施設について、解体計画を立てた際に第一番目に、処分をしないとイケないというところで、このたび、解体に至ったところでございます。そういったところで、財源の部分と、合併したこと等により長年にわたり、残されてきましたが、ようやく順序を追って解体に向けて進めているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですけど、要は、財源が得られなかったことによって、ここまで引っ張ってきたんだけど、このたび、有益な財源があることによって、これに着手できると。それまでは、例えば一財とか、そういった市のほうで負担が、かなりの負担がかかると、ここに金額のあるようにですね、3億4,000万、3億5,000万からのそういったところに一般財源を、しかなかったところが、有益な財源があったので、このたび着手することになったというふうに理解してよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。これまでいろんな事業があった中で、ようやく、施設解体充当できるようになり、解体工事に入ることでございます。

次に解体予定であります神谷清掃工場につきましても、そういった有益な財源がありますので、この4月の当初予算にも予算化させていただいております。そういったことで、施設解体事業も、着実にこれから進めていきたい、そういう時期になったところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 分かりました。ありがとうございました。

あと1つなんですけども、2月に、住民説明会を実施されてるようなんですけども、地元の方からのお声といいますか、どのような協議がなされたのか、教えていただけたらと思います。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。今年の2月に、地元の説明会を行いました。やはり地元からも、これまで時間がかかった経緯を問われました。その他

に話がありましたのは、廃棄物処理施設でございますので、ダイオキシンについて、危惧されておりました。地元の皆様に、ダイオキシン検査の結果等も踏まえて説明をさせていただき、御理解をいただいているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。あと1つなんですけど、これ、撤去した後にですね、ここのこの用地っていいですか、どういった用途に今後使っていくというような見通しっていうのがありましたら、教えていただけたらと思います。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。今後の跡地活用は、今のところ考えてはおりません。場所自体も田んぼや畑の隣接地で、その一番上の奥まった場所ですので、基本的に予定はしておりません。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か。上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連なんだけど、これ素人だから、ちょっとよく分からんのだけど、いわゆるダイオキシン類ですね、これ経年で、ダイオキシンの濃度がずっと下がる、放射性物質みたいな話の議論になっちゃうかもしれないけども、よく言われてるのが、要するにダイオキシンが非常に高い濃度で残っていると、なかなか手がつけられないというようなことを聞くんだけど、稼働停止のときから、もうかなりの年数たって、そのダイオキシンの、その土中の濃度とか、そういった分の、その環境に影響するような、そういったものが下がってきてという話ではないんだね。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。もともと、この場所の検査を平成20年の9月に行っております。実際にダイオキシンが人体に影響を及ぼすと言われますのが、1,000ピコグラムTEQパーグラムとなります。1,000ピコグラム、1兆分の1グラムになるんですけど、それが1つの基準になっています。前回お配りさせていただいた資料のほうに土壌中のダイオキシン類の調査結果を載せております。まず、焼却周辺の梨園が1.8ピコグラム。1,000ピコグラムにはもちろん及ばない、普通の、通常濃度でございます。上葛谷集落周辺の土手が一番高く、68ピコグラムでした。これは、水田の除草剤由来のもので、焼却施設によるダイオキシン汚染は、当初からなかった状況でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。付議案に、その契約の相手方が書いてあるんですけど、この入札は、何者が応募をされたか分かりますか。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。今回の入札に当たりましては、この1者でございました。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第121号工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、これで市民生活部を終わります。執行部の皆様は御退出ください。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 それでは、これで本日の総務企画委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時41分 閉会

令和6年9月定例会 総務企画委員会

(議案審査、請願審査、報告)

日時：令和6年9月19日(木) 午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)【所管に属する部分】
- ・議案第104号 鳥取市税条例の一部改正について
- ・議案第120号 工事請負契約の締結について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第125号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・公共施設包括管理委託事業公募型プロポーザルの審査概要について(資産活用推進課)

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・自治体情報システムの標準化の進捗状況と今後の進め方について(デジタル戦略課)

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願(新規) >

- ・令和6年請願第6号 文化施設建設についての請願書

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 105 号 鳥取市手数料条例の一部改正について
- ・ 議案第 106 号 鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 107 号 鳥取市印鑑条例の一部改正について
- ・ 議案第 114 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- ・ 議案第 115 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について
- ・ 議案第 116 号 財産の無償譲渡について
- ・ 議案第 121 号 工事請負契約の締結について

出納室

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】

その他

請願・陳情の不採択理由の確認について